二二六の二、字でくち一二〇三（次の図に示す部分に限る。）、字三ノ沢一二一一の一・一二一一の二・一二一一の四・一二一一の五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字川入一二一三の一・一二一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一二一二の二から一二一二の五まで、一二一三の三、一二一三の四、一二一三の六、字長尾一二六八（次の図に示す部分に限る。）、一二六七の二から一二六七の五まで、一二六七の七、字姫松尾一二七〇の一・一二七〇の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字船がくぼ一二七四の一（次の図に示す部分に限る。）、字大か一〇七三のイ（次の図に示す部分に限る。）、一〇一一の二、一〇一二の二、一〇一三の二、字大か山一一〇一の二、一一〇五の二、一一〇七の二、一一三九の二、字横くね一一三八の二、一一三九の二、字こくら一一四五の一（次の図に示す部分に限る。）、一一四一の三、一一四四の二、一一四六の二、一一四七の二、字澤いり一一五〇の二、一一五一の二から一一五一の四まで、一一五二の二、字横ままさす一一五三の二、字栃木くぼ三七〇・三七一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字檜木沢一二三八・一二三九のロ（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字尾平一二六二の二から一二六二の六まで、一二六三の八、一二六三の二、一二六三の四、一二六五の二、一二六五の三、字こぶき山神二四六（次の図に示す部分に限る。）、白丸字むかい三七〇（次の図に示す部分に限る。）、字むかい東四三一・四三三・四三四・四三七・四五五の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、棚澤字上ル瀬六七二・六七三・六七五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字猿渡り八四〇の一・八四一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字八味指八四九（次の図に示す部分に限る。）、小丹波字寸庭平八三三の一・八四八のイ・九一五・九一七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、九一六、梅澤字大平二三の一（次の図に示す部分に限る。）、字浜竹一二（次の図に示す部分に限る。）、檜原村字南郷六一二九の一・六一五八・六一六二・六一八七の一・六二一一の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、六一八七の二、六一八七の三、字小沢八五一三の一・八五三五のイ・八五三八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四一九八、四一九九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに青梅市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下伊那郡下條村睦沢一三五四、一三五六、七〇〇八の一、七〇〇八の二九七、七〇〇八の二九八、七〇〇八の四一八、七〇〇八の四三一、陽皐四〇二五の一八、四〇二五の二一、四〇三〇の一七、四〇三〇の二二、四〇三四の一、四〇三四の二、四〇三四の一四、四一〇八の二、四一〇八の四、四一一二、五九八七の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

睦沢七〇〇八の四一八（次の図に示す部分に限る。）、一三五四、一三五六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県木曽郡木曽町新開五三四一、五三四四から五三四六まで、七二五九の一、七二六〇の一、七二六〇の二、七二八一の九、七二八一の一〇、七二八六の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

新開七二五九の一・七二六〇の二・七二八一の九・七二八一の一〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五三四四、七二六〇の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東京都あきる野市戸倉字盆堀谷二四一三、二四一四の二、二四一四の三、青梅市御岳二丁目五八一（次の図に示す部分に限る。）、柚木町一丁目六四の一（次の図に示す部分に限る。）、五八、小曾木二丁目一三〇八の二、一三〇八の三、八王子市小津町六四六の四、下恩方町二三九一の二、二三九二から二三九四まで、二三九六の二、三〇〇九の二、三〇一一、館町一二七〇の四（次の図に示す部分に限る。）、一二五二の二、一二五六の二、一二五七の二、一二五九、一二七〇の二、西多摩郡日の出町大字久野字幸神一八九五（次の図に示す部分に限る。）、二〇四二、二〇四九の一、二〇四九の二、二〇八三の一、二〇八三の二、檜原村字樋里八八〇三（次の図に示す部分に限る。）、字小沢八三〇〇の二、八三一四、八三一五、八三三五の二、八三三九の二、八三四六の二、八三六五、八三六七、八三七四、八四六七の一、八五一四の二、字本宿五五四五の三、五五四五の四、五五六四のイ、五五六四のロ

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東京都あきる野市乙津字畔荷田八三〇・八三一・八七三・八七四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、西多摩郡檜原村字下元郷五二四一の一・五二四二のイ・五二五四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五二五七のイ、五二五七の八、五二五八、字上元郷五三八七・五三九二のイ・五三九三のイの一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字本宿五五〇〇・五五一九・五五二〇のイ・五五二〇の八・五五二二・五五二四の三・五五四九（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、六五〇、五五二〇の二、字藤原九一一五の一